

○津山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

平成30年6月26日

津山市告示第66号

(趣旨)

第1条 市長は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において住民の安全を確保するため、危険住宅の除去若しくは危険住宅に代わる住宅の建設又は購入を行う者に対し、予算の範囲内において津山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、国土交通省が定める社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）及び津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「危険住宅」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条により岡山県知事が指定した市内の土砂災害特別警戒区域に存する住宅であって、既存不適格であるもの又は同法第9条に基づき岡山県知事が指定した土砂災害特別警戒区域若しくは同法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域に存する住宅で建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、市からの移転勧告、避難指示、避難勧告、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく是正勧告を受けたものをいう。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、危険住宅の除去若しくは危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）又は改修を行う者であって市税を完納しているものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助限度額は別表第1に定めるところによる。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、津山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 除去する危険住宅若しくは危険住宅に代わって建設又は購入する住宅の位置図
- (3) 配置図、平面図、断面図等
- (4) 危険住宅の所有者及び建築時期を証する書類
- (5) 補助対象経費の内訳が確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、当該決定に必要な条件を付することができる。

(変更等の承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容その他申請に係る事項を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長が必要と認める書類を添えて、津山市がけ地近接等危険住宅移転事業変更（中止）承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して当該変更又は中止の可否を決定し、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して10日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、津山市がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書、住宅ローン融資契約書等の写し

(2) 契約代金の支払等を証する書類（領収書等）の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助事業が適正に行われたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を書面により報告者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに請求書により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、不正な行為又は事実があると認められたとき。

(5) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）に係る借入金を繰上償還したことにより、当該借入金に係る利子の額が交付を受けた補助金の額より少なくなったとき。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

付 則（令和2年3月31日告示第287号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日告示第326号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の津山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の定める様式により作成された用紙のあるときは、この告示の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	補助限度額
危険住宅の除去等に要する経費	1戸当たり 975千円
危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修に要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合における当該借入金に係る利子(年利率8.5パーセントを限度とする。)に相当する経費	1戸当たり 4,210千円 うち建物 3,250千円 土地 960千円